

(仮称) 尾張旭市こども計画策定支援委託業務
公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、(仮称)尾張旭市こども計画策定支援委託業務を実施するに当たり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 実施目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「(仮称)尾張旭市こども計画策定支援委託業務」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 尾張旭市こども計画策定支援委託業務

(2) 業務内容

別添「(仮称)尾張旭市こども計画策定支援委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月18日（火）まで

4 見積限度額

7,000,000円（2か年分）

※ 取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む。

<参考>各年度の予算額

令和5年度分 4,000,000円

令和6年度分 3,000,000円

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

い者であること。

- (2) 尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。
- (6) 過去5年以内において国の機関又は他の自治体において、本業務と類似した業務の受託実績を有する者であること。

6 選定日程

業者選定日程は、次のとおりとする。

内容	日時
公募開始（市ホームページ掲載）	9月4日（月）
提案者募集期間	9月4日（月）から9月20日（水）まで
質問受付期間	9月4日（月）から9月8日（金）まで
質問回答期日	9月14日（木）
参加表明書提出期限	9月20日（水）
企画提案書等提出期限	9月27日（水）
選定結果通知	10月初旬頃
契約に関する協議	別途通知
契約締結	10月中旬頃

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

※ 書面による審査のみを実施し、プレゼンテーション審査は行わない。

7 質問の受付等

質問については、次の要領で提出すること。

- (1) 質問の提出方法
質問事項を質問書（様式7）に記入の上、下記電子メールアドレス宛てに提出すること。
- (2) 提出期限
令和5年9月8日（金）午後5時15分まで（必着）
※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。
- (3) 提出先
尾張旭市役所こども子育て部こども未来課

電子メールアドレス kodomomirai@city.owariasahi.lg.jp

※ 件名に「質問書：(仮称)尾張旭市こども計画策定支援委託業務」と明記すること。

(4) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和5年9月14日(木)午後5時15分までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問の内容によって本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8 提出書類の様式

- (1) 参加表明書(様式1)
- (2) 企画提案書(様式2)
- (3) 団体概要(様式3)
- (4) 業務実績(様式4)
- (5) 業務実施体制(様式5)
- (6) 予定技術者調書(様式6)
- (7) 質問書(様式7)
- (8) 辞退届(様式8)

9 参加表明等

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出期限

参加表明書 : 令和5年9月20日(水)午後5時15分まで(必着)

その他の書類 : 令和5年9月27日(水)午後5時15分まで(必着)

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

提出書類	提出部数等	提出期限
参加表明書(様式1)	原本1部	9月20日(水)
団体概要(様式3)	原本1部(クリップ留め) 写し6部(ホッチキス留め)	9月27日(水) ※企画提案書と合わせて提出すること。
業務実績(様式4)		
業務実施体制(様式5)		
予定技術者調書(様式6)		

(3) 提出書類に関する留意事項

業務実績(様式4)は、元請として実施したものを対象とすること。

(4) 提出場所

尾張旭市役所こども子育て部こども未来課

(5) 提出方法

持参又は郵送

10 企画提案

企画提案については、企画提案書を次の要領で提出すること。

(1) 提出期限

令和5年9月27日（水）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

提出書類	提出部数等	提出期限
企画提案書（様式2）	原本1部（クリップ留め） 写し6部（ホッチキス留め）	9月27日（水）
見積書（様式任意）※要押印	2部提出	

(3) 企画提案書の記載に関する留意事項。

ア 様式規格はA4規格の縦（A3規格の折込可）とし、片面10ページ以内で提案意図を明確に伝えること。

※ A3規格の折込を用いる場合であっても、当該資料を含めて片面10ページ以内とすること。

イ 図、絵、写真等の使用は可とする。

ウ 企画提案書の基本的な内容

以下の事項についての提案を含め、事項順に記載すること。

【令和5年度】

- ア 第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の検証
- イ 教育・保育及び子育て支援事業、その他関連施策の現状把握及び課題抽出
- ロ 国のこども大綱等最新情報を基に、アンケート調査の実施
- ハ 関連団体等への意見聴取の実施

【令和6年度】

- ア 需要量の推計及び目標量の設定
- イ （仮称）尾張旭市こども計画案の策定
- ロ パブリックコメントの実施
- ハ （仮称）尾張旭市こども計画書及び概要版の作成

(4) 見積書

ア 見積金額については、見積限度額の範囲内で仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額（税込）を年度ごとに記載すること。

イ 内訳金額は、人件費及びその他経費を可能な限り詳細に記載すること。

ウ 提出の様式は特に問わず、また枚数も自由とする。

(5) 提出場所

尾張旭市こども子育て部こども未来課

(6) 提出方法

持参又は郵送

11 企画提案書の審査

(1) 審査方法

企画提案書については、評定審査員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を契約候補者として選定する。

なお、配点は品質提案97点、価格提案3点の合計100点とし、審査基準表は別紙のとおり。

(2) 審査結果

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。また、文書発送後、審査結果を本市のホームページに掲載し、公表する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

12 契約の締結

(1) 企画提案書に記載された項目については、原則契約時の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合には、最も優れた提案を行った事業者との協議により、契約を締結する段階で項目を追加、変更及び削除する場合があります。

(2) 事業者との協議の上、最終見積書の提出を受け、委託内容を決定して契約を締結する。ただし、最も優れた提案を行った事業者と協議が整わない場合は、次点者を契約候補者として協議を行うものとする。

(3) 契約の締結については、「尾張旭市業務委託契約約款」に基づくものとする。

13 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を事前に電話連絡の上、担当窓口へ直接持参すること。なお、辞退は自由であり、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもすることはない。

14 その他の留意事項

(1) 一の参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

(2) 提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しないものとする。

(4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。

(5) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。

(6) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。

(7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ

れのある情報など)を除き、公開の対象となる。

- (8) 提案書に記載された内容は、特に断りがない限り、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (9) 本件に関する資料を、本件提案以外の目的で使用することを禁止する。
- (10) 本業務の実施に当たり疑義等が生じた場合は、速やかに本市と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。
- (11) 本プロポーザルの公告から契約の締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (12) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても本プロポーザルでの選定を実施する。

15 連絡先

尾張旭市こども子育て部こども未来課こども政策係

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8148 (直通)

F A X：0561-52-3749

e-mail：kodomomirai@city.owariasahi.lg.jp